

今安ニコニコハウス「にっこり村」運営規程  
指定小規模多機能型居宅介護事業〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業〕

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福知山シルバーが設置する今安ニコニコハウスにっこり村（以下「事業所」という。）において実施する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するにあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 8 前7項のほか、「福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月26日条例第44号）、及び「福知山市指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 25 年 3 月 2 6 日条例第 4 5 号) に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 今安ニコニコハウス にっこり村
- (2) 所 在 地 京都府福知山市今安 1004 番地の 1
- (3) 事業単位 1 単位
- (4) 登録者定員 2 9 名

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤 1 名、計画作成担当者、介護従業員と兼務)
    - (イ) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
    - (ロ) 従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
  - (2) 計画作成担当者 1 名 (常勤 1 名、管理者、介護従業員と兼務)
    - (イ) 計画作成担当者は登録者にかかる居宅サービス計画及び (介護予防) 小規模多機能居宅介護計画の作成に当たる
  - (3) 介護従業員 9 名 (常勤 3 名・うち 1 名は看護職員・非常勤 7 名)
    - (イ) 介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を提供する。
    - (ロ) 事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を提供する。
    - (ハ) 看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。
- 2 (介護予防) 短期利用居宅介護の提供にあたっては利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。  
看護師は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- 3 職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 4 職員は、相互に職責を理解し、協調するとともに常に秩序と品位を保持する。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- (1) 営業日 1 年を通じて毎日営業する (休業日は設けない) 。
- (2) 営業時間 24 時間
- (3) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護のサービス提供基本時間  
ア 通いサービス 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(午後 7 時 30 分まで延長可能)

イ 宿泊サービス 午後 7 時 30 分から翌朝午前 9 時まで

ウ 訪問サービス 随時

※ 受付・相談については通いサービスの基本時間と同じ

(4) (介護予防) 短期利用居宅介護サービス提供基本時間

ア 利用の開始の日の午前 10 時以後に来所し、利用の終了の日の午後 4 時まで  
に退所

(登録定員及び利用定員)

第 7 条 (介護予防) 指定小規模多機能型居宅介護事業における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29 名
- (2) 通いサービス 18 名
- (3) 宿泊サービス 6 名

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、旧福知山市内とする。

(計画の作成)

第 9 条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

事業所の計画作成担当者は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 (介護予防) 短期利用居宅介護計画の作成

事業の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、「介護予防短期利用居宅介護計画」の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

3 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護及び、(介護予防) 短期利用居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、次条第 1 項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮する。
- (3) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生

活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の内容)

第 10 条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
  - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や排泄等の日常生活上の世話を行う。
  - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービス提供にあたっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(短期利用居宅介護)

第 11 条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 (介護予防) 短期利用居宅介護における利用定員は次のとおりとする。  
宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で空いている宿泊室を利用するものである。
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(指定（介護予防）短期利用居宅介護の内容)

第 12 条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- (1) 入浴は、1 週間に 2 回以上、入浴させる。ただし、医師が入浴は適当でないと判断する場合には清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。
- (2) 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。
- (3) 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。
- (4) 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言そ

の他の援助を行う。

- (5) 事業所は、利用者の体力や機能の低下を防ぐために、必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (6) 看護師は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

#### (利用料)

第13条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または3割)の額とする。

但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 2 食費は、次に掲げる額を徴収する(利用した場合のみ)
  - (1) 朝食代は、一食当たり300円を徴収する。
  - (2) 昼食代は、一食当たり550円を徴収する。
  - (3) おやつ代は、一食当たり50円を徴収する。
  - (4) 夕食代は、一食当たり550円を徴収する。
- 3 宿泊費は、次に掲げる額を徴収する
  - (1) 一泊につき2000円を徴収する。
- 4 おむつ代は、その実費を徴収する。
- 5 通い(宿泊)サービスの利用中に洗濯を行った場合は1回につき100円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用及び行事等、利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

#### (緊急時等における対応方法)

第15条 従業者は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (衛生管理等)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (苦情処理)

第 17 条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (非常災害対策)

第 18 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (協力医療機関等)

第 19 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため病院等との間の連携及び

支援の体制を整えるものとする。

(個人情報保護)

第 20 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携など)

第 23 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

- 4 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福知山シルバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。